

4 政務活動費の交付に関する条例及び規則の概要

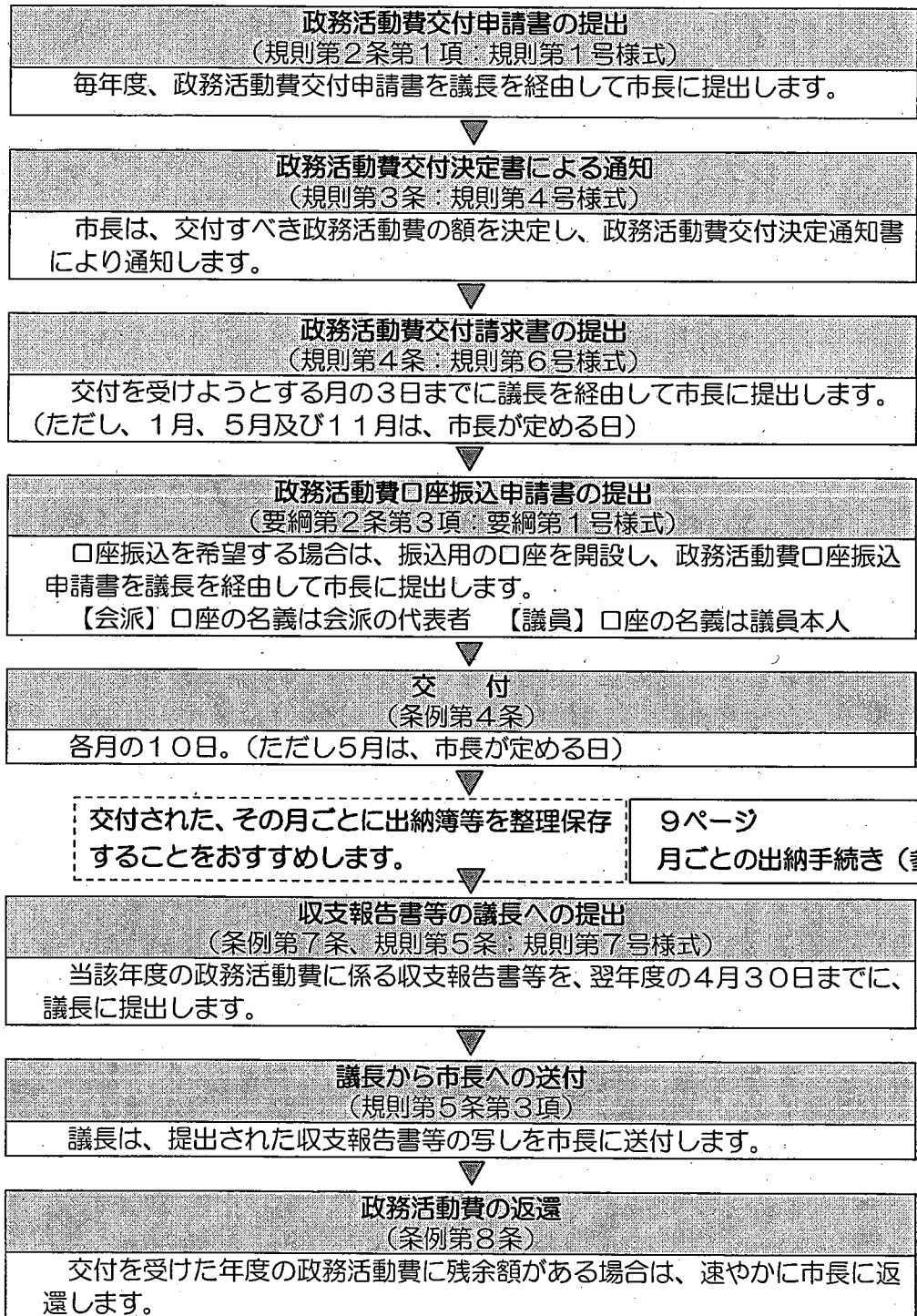
項 目	概 要	手引き 参 照
対 象 ☞ 条例第 2 条	政務活動費は、会派（当該会派に所属する議員が 1 人の場合を含む。）及び議員（会派に対する交付額について 9.5 万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員に限る。）に対して交付する。 具体的には ①会派が会派のみへの交付を選択した場合 →「会派」に交付 ②会派が会派及び議員への交付を選択した場合 →「会派及び当該会派に所属する議員」に交付 ③いずれの会派にも属さない議員 →「議員」に交付 となる。	
交付月額 ☞ 条例第 3 条	上記①の場合→ 会派に 5.7 万円×所属議員数（※） 上記②の場合→ 会派に 9.5 万円×所属議員数（※） 交付対象議員に 47.5 万円 上記③の場合→ 交付対象議員に 47.5 万円 （※）各月の 1 日現在（基準日）における当該会派の所属議員数。（基準日に辞職、失職、除名、若しくは死亡、又は所属する会派から脱会、若しくは除名された議員を除く。） なお、基準日において会派が解散した場合又は交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合は、当該基準日の属する月の会派又は交付対象議員に対する政務活動費は、交付しない。 （注）平成 21.4.1～27.4.29 の間、交付額を 10%減額する。（大阪市会政務調査費の交付に関する条例の特例に関する条例、大阪市会政務活動費の交付に関する条例の特例に関する条例による）	

交 付 日 ☞ 条例第 4 条	各月の 10 日に当月分を交付する。 ただし、5 月にあっては、市長が定める日。また、各月の 10 日が大阪市の休日を定める条例に規定する市の休日に当たる場合は、その日後最初に到来する市の休日以外の日に交付する。	
政務活動費を充てることができる経費の範囲 ☞ 条例第 5 条 別表第 1、第 2 要綱第 3 条	交付を受けた会派及び交付対象議員は、政務活動費を別表 1 及び別表 2 に定める政務活動に要する経費以外のものに充ててはならない。	12 頁
経理責任者等 ☞ 条例第 6 条	交付を受けた会派は、経理責任者を置かなければならない。 交付を受けた交付対象議員は、経理を明確に行わなければならない。	
収支報告書等の提出 ☞ 条例第 7 条 規則第 5 条	交付を受けた会派の代表者及び交付対象議員は、当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを当該収支報告書に添付し、翌年度の 4 月 30 日までに、議長に提出しなければならない。（会派においては、会派の代表者及び経理責任者の連名とする。） 議長は、提出された収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）の写しを市長に送付しなければならない。 会派が解散した場合又は交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合は、その事実が発生した日の翌日から起算して 30 日以内に、収支報告書を作成し、領収書等の写しを添付し、議長に提出しなければならない。	32 頁
政務活動費の返還 ☞ 条例第 8 条	交付を受けた会派及び交付対象議員は、交付を受けた年度の政務活動費の総額から同年度に支出した額を控除し、残余の額がある場合は、速やかに残余額を市長に返還しなければならない。	

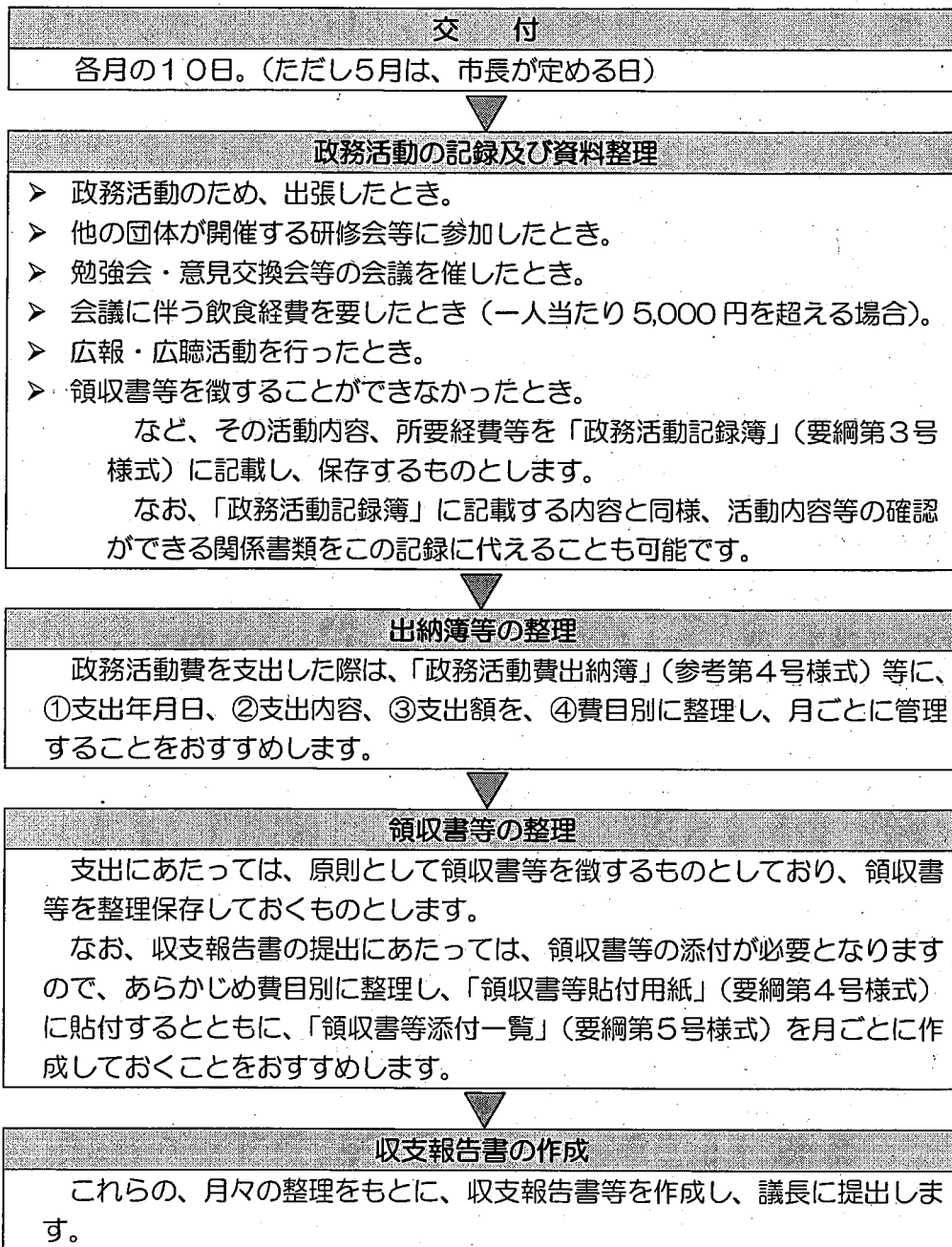
収支報告書等の 保存及び閲覧 ☞ 条例第 9 条	議長は、提出された収支報告書等を、提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。 また、だれでも、保存されている収支報告書等を閲覧することができる。 ただし、閲覧に係る収支報告書等の一部に非公開情報が記録されているときは、大阪市会情報公開条例に基づき、閲覧に供するものとする。	37 頁
支出関係書類の 保存 ☞ 規則第 6 条 要綱第 4 条	支出の内容を示す書類は、会派及び交付対象議員において適正に整理し、保存するものとし、当該支出に係る収支報告書の提出期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。	

第2章 交付申請・収支報告等の手続き

1 交付申請から収支報告までのながれ（会派及び交付対象議員）



2 月ごとの出納手続（会派及び交付対象議員）



3 その他の手続き

❖ 交付申請書の記載内容に変更が生じた場合

政務活動費交付申請書の記載事項に変更があったときは、「政務活動費交付変更申請書」（規則第2号様式）を議長を経由して市長に提出します。

【会派】 会派名称の変更、代表者、経理責任者の変更、所属議員数の変更など

【議員】 氏名の変更など

❖ 口座振込申請書の記載内容に変更が生じた場合

「政務活動費口座振込申請書」の記載内容に変更があったときは、会派の代表者及び交付対象議員は、「政務活動費口座振込変更申請書」（要綱第2号様式）を議長を経由して市長に提出します。

❖ 会派が解散した場合

会派が解散したときは、会派の代表者であった者は、「会派解散届」（規則第3号様式）を議長を経由して市長に提出します。

任期満了に伴い会派が消滅した場合についても、会派解散届を提出します。

会派が解散した日の翌日から起算して30日以内に、収支報告書等を、議長に提出します。

当該会派が解散するまでの期間の支出に関する帳票類等関係書類は、経理責任者であった者が、提出期間の末日から起算して5年を経過する日まで保存する必要があります。

❖ 交付対象議員が交付対象議員でなくなった場合

交付対象議員が交付対象議員でなくなった日の翌日（以下「当該事実発生日」という。）から起算して30日以内に、収支報告書等を議長に提出します。

当該事実発生日までの支出に関する帳票類等関係書類等は、本人若しくは、相続人が提出すべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要があります。

❖ 事務所を設置したとき

事務所名、所在地、電話番号、延べ床面積等を「事務所台帳」（参考第1号様式）に記載し保存します。

なお、賃借料を支払っている場合、賃貸借契約書を添付しておきます。

❖ 補助職員を雇用したとき

補助職員を雇用した場合は、氏名、住所、電話番号、生年月日、雇用期間等を「職員雇用台帳」（参考第2号様式）に記載し保存します。

なお、職員雇用契約書を添付しておきます。

❖ 調査業務等を委託したとき

委託業務の名称、委託調査の目的、委託調査事項、契約期間、業務委託料、委託先及び成果物の納入等を記載した「業務委託契約書」（参考第3号様式）によって契約し、これらの関係書類を整理保存しておきます。

❖ 収支報告書等の記載に不適切なものがある場合

議長は、収支報告書等の記載を検査し、必要があると認めるときは、会派及び交付対象議員に説明を求めることができるとされています。

また、検査の結果、収支報告書等の記載に不適切なものがあると議長が認めたときは、修正を命じることができるとされています。

※ 議長・副議長が共に不在の場合は、政務活動費に係る事務は、市会事務局長が行うものとされています。

第3章 政務活動費を充てることができる経費 の範囲の運用指針

政務活動費の支出にあたっては、条例・規則・要綱に基づき、適正に取り扱われることとなりますが、政務活動費を充てることができる経費の範囲の判断にばらつきが出るおそれもあります。そのため、事項別に考え方の原則をお示するとともに、特に懸念される点などについて、解説するものとします。

1 政務活動費執行にあたっての原則

政務活動費の執行にあたっては、次に掲げる項目に留意のうえ、会派（議員）の各々の責任において、適切に取扱いするものとします。

- 政務活動（＝市政に関する調査研究その他の活動）目的であること
- 政務活動の必要性があること
- 政務活動に要した金額や態様等の妥当性があること
- 適正な手続きがなされていること
- 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること

2 実費弁償の原則

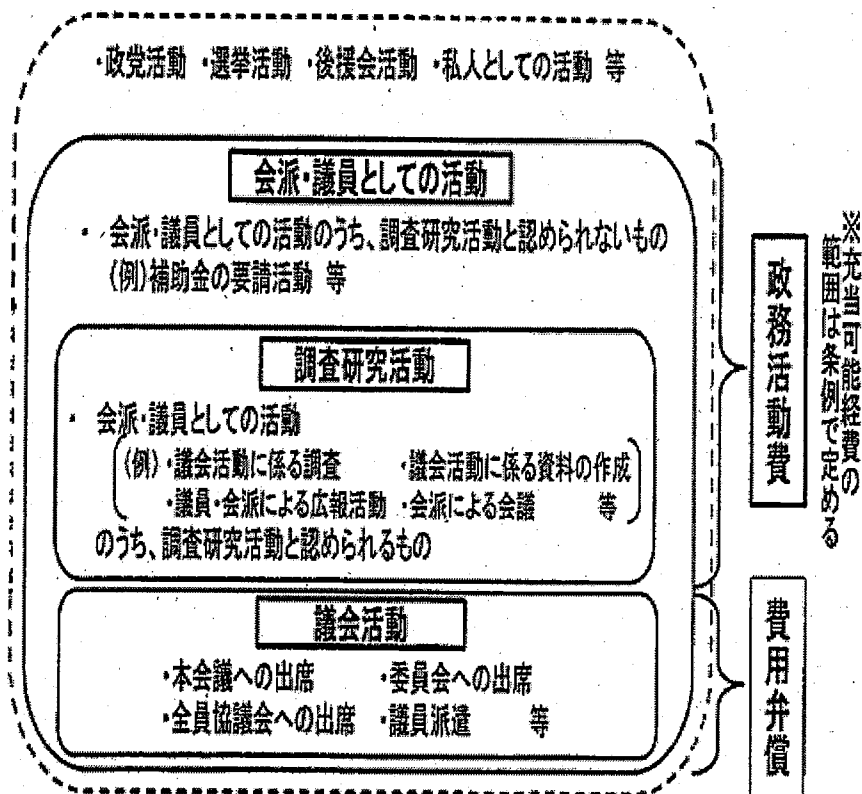
政務活動は会派（議員）の自発的な意思に基づき行なわれるものであることから、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提とした上で、3頁に掲げる政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することを原則とします。

3 支出対象外の経費

政務活動費の支出は、政務活動に必要な経費に限るものとし、次に掲げる経費については、支出できないものとします。なお、具体例については31頁を参照してください。

- 慶弔、見舞、餞別等の交際費的経費
- 会議等に伴う飲食以外の飲食経費
- 選挙活動に属する経費
- 政党活動に属する経費
- 後援会活動に属する経費
- 私的活動に属する経費
- その他政務活動の目的に合致しない経費

総務省が示す政務活動費の対象経費の考え方（イメージ）は次のとおりです。（参考）



※政務活動の対象とならない活動（衆議院総務委員会 H24.8.7 答弁）

あくまで議会の議員としての活動に含まない政党活動、選挙活動、後援会活動それから私人としての活動のための経費などは条例によっても対象とすることができない。

また、本会議や委員会への出席、全員協議会への出席、議員派遣等の議会活動は、従来どおり、費用弁償の対象となるために政務活動の対象とはならない。

4 按分の指針

(1) 按分の考え方

会派（議員）の活動は、専ら政務活動以外に政党活動、後援会活動等多面的であり、渾然一体となっていることが多くあり、明確に区分することが困難であると考えられます。

このことから、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが不適当であることが明らかな場合は、合理的な方法により按分することが必要です。

(2) 按分の割合

按分を要する項目等の按分割合は、会派又は議員個々の活動実態によって異なることから、政務活動費の交付を受けた会派（議員）のそれぞれの責任において、運用基準や出納手続を定めるなど、当該会派（議員）の政務活動の実態に応じ、合理的に説明できる比率を定めて用いるものとします。但し、合理的な区分が困難であり、実績が明確でない場合は、次の考え方により按分するものとします。

【合理的な区分が困難な場合の按分の考え方】

$$\frac{1}{\text{政務活動} + \text{その他の議員活動}} = 1/2 \text{を按分の基準とする。}$$

※H19.4.26 仙台高裁（H19.10.26 最高裁にて上告棄却・確定）

ある支出が政務調査活動のためでもあるし、他の目的、例えば議員の後援会活動のためでもあるという場合にどのように対処すべきかについては、本件条例や本件規則には何らの規定も設けられていない。しかしながら、その全額を政務調査費とするのは相当ではないことは明らかであるから、条理上、按分した額をもって政務調査費とすべきであり、特段の資料がない限り、例えば政務調査活動とそれ以外の二つの目的のために支出した場合には2分の1とするなど、社会通念に従った相当な割合をもって政務調査費を確定すべきである。

(3) 領収書等証拠書類への記載

按分により政務活動費を充当する場合には、政務活動費出納簿及び領収書等貼付用紙に按分割合及び当該按分割合に基づく政務活動費の支出額を付記するものとします。